

評価委員

※ 郵政民営化法施行令第 2 条の規定順

- 須田 和博 (総務省郵政行政局長)
- 藤岡 博 (財務省理財局次長)
- 西川 善文 (日本郵政株式会社代表取締役社長)
- 北村 憲雄 (日本郵政株式会社取締役)
- 川 茂夫 (日本郵政株式会社取締役)
- 古川 洽次 (株式会社ゆうちょ取締役兼代表執行役会長)
- 進藤 丈介 (株式会社かんぽ取締役兼代表執行役会長)
- 奥田かつ枝 (株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役)
- 樫谷 隆夫 (日本公認会計士協会理事)
- 斉藤 惇 (株式会社産業再生機構代表取締役社長)
- 田作 朋雄 (PwC アドバイザリー株式会社取締役パートナー)
- 成澤 和己 (新日本監査法人代表社員)

評価委員について

1 評価委員の役割

評価委員は、平成 19 年 10 月 1 日に予定されている郵政民営化に際して承継会社等（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構）が日本郵政公社から承継する資産及び負債（以下「承継財産」という。）を評価し、その価額を決定することを役割とする。

（郵政民営化法第 165 条第 1 項）

2 評価委員による評価の趣旨

承継会社等に対する出資額の確定につながる承継財産の評価を適正かつ公正に行うため。

3 承継財産の評価の基準

評価委員が承継財産の評価をしようとするときは、承継の日（平成 19 年 10 月 1 日）現在における承継財産の時価を基準とする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

（郵政民営化法第 165 条第 2 項）

4 評価委員の構成

- ・ 総務省の職員 1 人
- ・ 財務省の職員 1 人
- ・ 日本郵政株式会社の役員 1 人
- ・ 郵便事業株式会社の役員（会社成立までは日本郵政株式会社の役員） 1 人
- ・ 郵便局株式会社の役員（会社成立までは日本郵政株式会社の役員） 1 人
- ・ 郵便貯金銀行の役員 1 人
- ・ 郵便保険会社の役員 1 人
- ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役員
（機構成立までは設立委員） 1 人
- ・ 学識経験のある者 5 人

合計 13 人

（郵政民営化法施行令第 2 条）

5 評価の方法

承継財産の評価は、評価委員の過半数の一致による。

（郵政民営化法施行令第 3 条）

関連条文

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号） 抄

（承継される財産の価額）

第百六十五条 承継会社等が公社から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号） 抄

（評価委員の任命）

第二条 法第百六十五条第一項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

- 一 総務省の職員 一人
- 二 財務省の職員 一人
- 三 日本郵政株式会社の役員 一人
- 四 郵便事業株式会社の役員（郵便事業株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員） 一人
- 五 郵便局株式会社の役員（郵便局株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員） 一人
- 六 郵便貯金銀行の役員 一人
- 七 郵便保険会社の役員 一人
- 八 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項の設立委員） 一人
- 九 学識経験のある者 五人

（評価の方法）

第三条 法第百六十五条第一項の規定による評価は、同項に規定する評価委員の過半数の一致によるものとする。

郵政民営化承継財産評価委員会規則（案）

（組織）

第一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十五条第一項に規定する評価委員（以下「委員」という。）は、郵政民営化承継財産評価委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（運営）

第二条 委員会の運営は、郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員長）

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、委員の過半数で決する。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(調査部会)

第十一条 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、調査部会を置く。

一 郵政民営化法第六十五条第一項に規定する承継財産（以下「承継財産」という。）の評価基準及び評価方法

二 委員長が特に必要があると認める承継財産の価額

2 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 調査部会に調査部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 調査部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 調査部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査部会は、第一項に掲げる事項につき調査審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第十二条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十三条 委員会及び調査部会の庶務は、総務省郵政行政局総務課において処

理する。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、委員会又は調査部会の運営に關し必要な事項は、委員長又は調査部会長が定める。

スケジュール（案）

第 1 回 評価委員会

< 18 年 9 月 19 日 >

- 委員会規則の制定、委員長の選出
- スケジュールについて 等

【調査部会を適宜開催】

* 評価基準・方法等の調査審議

第 2 回 評価委員会

< 19 年 1 月頃：実施計画提出期限の 2～3 ヶ月前 >

- 評価基準・方法について

【調査部会を適宜開催】

* 承継財産の価額等の調査審議

※ 必要に応じて評価委員会を開催

最終回 評価委員会

< 20 年 1 月以降：公社最終決算確定後速やかに >

- 承継財産の価額の決定